

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	大任町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 大任町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大任町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第104号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第20号) 別表第2 第2の項
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第一条	大任町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第104号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大任町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第104号)

○大任町重度障害者医療費の支給に関する条例

(昭和49年9月17日)
(条例第104号)

改正	昭和50年10月6日	条例第104号	平成13年9月26日	条例第14号
	昭和52年3月24日	条例第104号	平成18年6月26日	条例第9号
	昭和57年12月27日	条例第104号	平成18年10月1日	条例第12号
	昭和60年3月29日	条例第104号	平成20年3月17日	条例第4号
	平成元年12月25日	条例第104号	平成20年6月20日	条例第10号
	平成5年3月23日	条例第104号	平成21年6月24日	条例第9号
	平成9年3月19日	条例第104号	平成24年3月15日	条例第4号
	平成9年9月25日	条例第104号	平成25年3月14日	条例第7号
	平成11年3月23日	条例第3号	平成27年3月11日	条例第5号
	平成12年12月22日	条例第15号		

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第11条第1項第2号の規定により重度の知的障害者と判定されたもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の一級又は二級に該当するもの
- (3) 児童福祉法第11条第1項第2号及び知的障害者福祉法第11条第1項第2号の規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ前号に規定する身体障害者障害程度等級表の三級に該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保険医療局長通知）の一級に該当する者

2 この条例において「保護者」とは、大任町の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
 - (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
 - (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
 - (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 5 この条例において「65 歳未満の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
- 6 この条例において「65 歳以上の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
- 7 この条例において「低取得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

(対象者)

第3条 この条例の対象者は次の各号に該当する重度障害者とする。

- (1) 大任町の区域内に住所を有するものであること。
 - (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。ただし、65 歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 1 項各号に規定する被保険者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。
- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）により保護を受けている者。
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）により医療支援給付を受けている者。
 - (3) 重度障害者の前年の所得（1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）第 7 条に規定する額を超えるときに当該重度障害者。
 - (4) 重度障害者の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第 2 条第 2 項に規定する額を超えるときに当該重度障害者。
 - (5) 第 4 号に規定する所得は、施行令第 4 条及び第 12 条第 4 項において読み替えて準用する第 5 条の規定により算出した額とする。ただし、第 12 条第 4 項において

読み替えて準用する第5条第1項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

- (6) 第5号に規定する所得は、施行令第4条及び第5条の規定により算出した額とする。

(重度障害者医療費の支給)

第4条 町は、重度障害者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該療養費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する者にあつては、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円とし、1月につき10,000円を限度とする。ただし、低所得者は、1日につき300円とし、1月につき6,000円を限度とする。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1日につき500円（ただし、自己負担分相当額が500円に満たないときは、当該額）

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は別の医療機関とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者の医療費のうち、精神病棟への入院医療にかかる費用については、重度障害者医療費は支給しない。
- 4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方式及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(受給資格の認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

- 2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代り、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払いがあったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 町長は、重度障害者が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他、町長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、大任町の決定により、障害者の日常生活及び社会生活に支援するための法律第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第12条に規定する障害者支援施設、同法第5条第27項に規定する福祉ホーム、同法附則第18条第2項に規定する共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、大任町が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

のうち、障害児入所施設若しくは同法第6条の2第3項に規定する指定医療機関（以下「障害児施設等」という。）に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、大任町の区域内に住所を有していたと認められるものは、大任町が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

(所得制限の特例)

2 当分の間、第3条第2項第4号及び第5号の規定にかかわらず、同項の規定する者から重度障害者医療費に相当する医療費の請求があり、町長が必要と認めるときは、その医療費を請求者に対し支給することができる。

附 則 (昭和50年10月6日条例第104号)

この条例は、昭和50年10月1日から施行し、同日以降の療養に係る重度心身障害者医療費から適用する。

附 則 (昭和52年3月24日条例第104号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月27日条例第104号)

(施行期日)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日条例第104号)

改正 平成元年12月25日 条例第104号

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大任町重度心身障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成元年12月25日条例第104号)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日以前に行われた療養に関する給付に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月23日条例第104号)

第7編 民生 (大任町重度障害者医療費の支給に関する条例)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月19日条例第104号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成9年9月25日条例第104号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月23日条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第15号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年9月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。

附 則 (平成18年6月26日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し平成18年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例の条例第12条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年10月1日条例第12号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日条例第10号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の大任町重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して障害者医療証を交付することができる。

附 則 (平成21年6月24日条例第9号)

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日条例第7号)

第7編 民生 （大任町重度障害者医療費の支給に関する条例）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の大任町重度障害者医療費の支給に関する条例に基づく受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。